

学校法人西日本工業学園リスク管理基本規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人西日本工業学園（以下「学園」という。）において発生した又はそのおそれがある諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、リスク管理体制、対処方法等を定めることにより、学生、職員、近隣住民等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「職員等」とは、学園の役員、職員、派遣されている派遣労働者及びこれらに準ずる者をいう。
- (2) 「学生等」とは、学園が設置する学校の学生及びこれらに準ずる者をいう。
- (3) 「危機事象」とは、学生等及び職員等の生命の安全及び学園の社会的評価に大きな影響を与え、又は学園の財産に重大な被害が生じるなど本学の円滑な運営に支障を与える、又はそのおそれのある事象をいう。
- (4) 「リスク管理」とは、危機事象の発生の予防及び被害軽減のために、平常時から行う措置及び危機事象の発生時において被害を最小限に抑制するための緊急の対応をいう。
- (5) 「部局」とは、西日本工業大学学則、西日本工業大学大学院学則で規定する組織のうち、教職員が所属する工学部、デザイン学部、工学研究科、大学事務局及び法人事務局をいう。

(危機事象の対応区分)

第3条 危機事象の程度に応じて、対応区分を次の2段階に区分する。

- (1) レベルⅠ（部局内で対応可能なレベル）

個別又は複数の部局で対応可能であり、全学的な対応の必要性はなく、緊急対策本部の設置には至らない事態をいう。

- (2) レベルⅡ（全学的な対応が必要なレベル）

緊急事態に伴う学園の損害、影響度が高い、又はマスコミ（新聞・TV）等への対外的な対応が必要となり、緊急対策本部を設置し全学的な対応が求められる事態をいう。

- 2 レベルⅠの危機事象について、個別リスクの規程等にその対応が定められているものは、当該規程等に則って対応するものとする。

(危機事象対応の基本方針)

第4条 危機事象に際しては、次のことを基本として速やかに組織的に対応するものとする。

- (1) 人命・地域の安全確保
- (2) 被害・損失の極小化
- (3) 社会からの信頼維持

第2章 リスク管理体制

(リスク管理体制)

第5条 学園は、リスク管理体制の推進のため、リスク管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）、リスク管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）、リスク管理部局責任者（以下「部局責任者」という。）を置く。

- 2 最高責任者は、理事長をもって充て、学園におけるリスク管理業務を統括する責任を担う。
- 3 統括責任者は、危機事象の発生区分ごとに次の表に掲げる者をもって充て、危機事象の予防・回避及び発生時による人命の安全確保並びに被害の軽減、二次災害防止及び業務の早期再開に努めなければならない。

危機事象の発生区分	リスク管理統括責任者
法人事務局	法人事務局長
西日本工業大学	学長
複数の発生区分が関係する場合及び発生時に統括責任者が不在の際の初動時の対応	常務理事／副理事長

- 4 部局責任者は、各部局の長をもって充て、部局内における個別マニュアルの作成等リスク管理業務を推進し、部局内で危機事象が発生したとき又はそのおそれがあるときには、率先して必要な措置を講じなければならない。

(リスク管理委員会)

第6条 リスク管理に関する重要事項を審議するために、リスク管理委員会を設置する。

- 2 リスク管理委員会は、経営協議会の構成員をもって充てる。
3 リスク管理委員会の委員長は、最高責任者をもって充てる。
4 リスク管理委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。
5 リスク管理委員会は、原則として年1回開催し、次条で定める事項等を審議する必要があるときは、その都度開催する。
6 リスク管理委員会の事務は、経営企画室が行う。

(リスク管理委員会の役割)

第7条 リスク管理委員会は、次の役割を担う。

- (1) 学園のリスク管理に係る方針、施策、年度計画の策定、この規程の改定
(2) 学園の業務に係る個別リスクの管理状況の把握
(3) 部局に対する個別リスク回避措置の指導監督
(4) 学園の事業継続計画の策定に関する指導監督
(5) その他のリスク管理に関する指導監督

第3章 平常時の活動

(リスクの洗い出し・評価)

第8条 部局責任者は、定期的に所管するリスクを洗い出し、リスクの種類、想定されるシナリオ、発生頻度及び損害の程度を評価し、経営企画室長に報告する。

- 2 リスク管理委員会は、経営企画室長から提出されたリスクの洗い出し・評価の報告を分析し、学園としての対応方針を定める。

(リスク発生の予防と対応準備)

第9条 部局責任者は、所管するリスクが顕在化した場合の被害想定及び事業への影響度を分析し、対応要領を事前に作成するものとする。

- 2 部局責任者は、所管するリスクに関わる情報収集を適切に行い、リスク発生の兆候を洞察するものとする。

(教育訓練)

第10条 統括責任者は、計画的に教育・訓練・研修等を行うものとする。

(リスク監査等)

第11条 内部監査委員会は、リスク管理体制について、必要に応じ、全学的又は特定部門の監査を実施する。

- 2 部局責任者は、自己点検及びリスク監査で明らかになった問題点等について、速やかに是正・改善の処置を講じる。

第4章 緊急事態対応

(危機事象に関する通報等)

第12条 職員等は、危機事象が発生又は発生するおそれがあることを察知したときは、遅滞なく、部局責任者に通報しなければならない。

- 2 部局責任者は、前項の通報を受け又は自ら危機事象が発生若しくは発生するおそれがあることを察知した場合は、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該危機事象の状況を確認しなければならない。
3 統括責任者は、前項の報告を受け、直ちに最高責任者へ報告し、対処方針を協議しなければならない。

(部局内での対処等)

第13条 前条第3項の協議の結果、危機事象が第3条第1号に定める対応レベルⅠに該当し、当該部局限りで対処することが適切と判断するときは、当該部局で対処することができる。この場合において、部局責任者は、随時、当該危機事象への対処の状況等を統括責任者に報告しなければならない。

(対策本部の設置)

第14条 第12条第3項の協議の結果、危機事象が第3条第2号に定める対応レベルⅡに該当し、全学的な対応が必要と判断した場合は、速やかに当該緊急事態に係る対策本部を設置するものとする。

- 2 対策本部の構成は、次に掲げる者を基準とし、緊急事態の内容に応じて編成規模を決定するものとする。
 - (1) 本部長 最高責任者をもって充て、対策本部の業務を総括する。
 - (2) 副本部長 第5条第3項に定める統括責任者のうち、当該危機事象の発生区分における統括責任者をもって充て、本部長を補佐する。
 - (3) 本部長 当該危機事象の部局責任者及び副本部長が指名する者をもって充てる。
 - (4) 広報担当 報道発表、報道機関への情報提供を行う。
 - (5) 記録係 被害情報の収集・伝達・報告・分析・記録を行う者として、副本部長が指名する。
- 3 本部長は、前項に定める構成員のほか、必要に応じて関係者及び弁護士等の専門家を招集することができる。

(対策本部の業務)

第15条 対策本部は、次の事項を早急に実施するものとする。

- (1) 危機事象に関する情報の収集及び分析
 - (2) 対応策の検討、決定、実施
 - (3) 職員・学生等の安否確認及び適切な情報提供
 - (4) 主務官庁、関係機関等との連携及び連絡調整
 - (5) 報道機関への対応（内容、発表時期、発表方法等の決定）
 - (6) その他緊急事態への対処のために必要な事務
- 2 対策本部は、緊急事態の対応状況の分析・評価及び活用のために、経過状況等を記録するものとする。
 - 3 対策本部の事務は、経営企画室が行う。

(対策本部の権限)

第16条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速かつ的確に緊急事態に対処しなければならない。

- 2 対策本部は、職員等に対し、緊急事態に対処するために必要な指示をすることができ、すべての職員等はこれに従わなければならない。
- 3 対策本部は、緊急事態への対処に当たり、理事会の審議その他学園の規程等により必要とされる手続を省略することができる。
- 4 前項の場合、本部長は、緊急事態の対処の終了後、遅滞なく、対処の経過を理事会に報告しなければならない。

(事後対策)

第17条 緊急事態に係る応急対策が概ね完了し、新たな被害の発生や拡大がないと判断されたときは、速やかに当該危機事象の収束又は安全確認を行い、職員等・学生等及び関係各所(近隣住民等)に対し周知する。

- 2 危機事象により資産・建物等に被害を受けた場合は、速やかに資金手当等復旧措置を行う。
- 3 リスク管理委員会は、リスク管理体制や対象となる事象別リスク対応についての評価・見直し等を行い、再発防止策を策定する。

第5章 補 則

(細則)

第18条 この規程に定めるもののほか、リスク管理に関し必要な事項は、リスク管理委員会が定める。

(所管)

第19条 この規程に関する事務は、経営企画室が所管する。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、リスク管理委員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。